

事業の実施期間

【対象世帯からの申請受付】 令和8年5月13日(水)から令和8年10月30日(金)まで
【助成金の請求(協力店から市への請求)】 令和8年11月30日(月)まで

事業の規模

予算規模は、約 250世帯を見込んでいます。

対象要件、対象世帯

市が判定します。対象者は、「交付決定通知書」を持って店舗へ来店します。

対象要件 ①～②のいずれか	① 居住する住宅に <u>エアコン</u> が1台も設置されていない世帯 ② 居住する住宅に設置している <u>エアコン</u> が故障により1台も作動しない状態にある世帯
対象世帯 ①～④のいずれか	① 住民税が非課税である世帯 ② 住民税の均等割のみ課税されている世帯 ③ 児童扶養手当を受給する世帯 ④ 生活保護世帯 (生活保護の冷房器具購入費の支給対象世帯は除く。)

助成金の上限額、対象経費

- ・低所得世帯(対象世帯①②③)の場合 (上限)合計額100,000円(税込)まで
- ・生活保護世帯(対象世帯④)の場合 (上限)本体購入費は78,000円(税込)まで かつ 合計額100,000円(税込)まで

対象になる費用	エアコン本体購入費、配送費、設置工事費、撤去費、撤去に係る運搬費、撤去に係る家電リサイクル費、購入するエアコンの設置に必要な最低限のもの(配管カバー等のエアコンに付随するもの)
対象外の費用	エアコンの修理費、延長保証料、事業用のエアコン、大家所有のエアコン、室外機カバー、交付決定前に設置済みのエアコン

判断に迷うものがありましたら担当までご連絡ください。

西東京市 地域共生課 相談窓口係 エアコン担当 電話042-420-2808 (平日8:30~17:15)

対象のエアコン機種

対象のエアコン機種	環境性能は問いません。 原則、壁または窓枠に固定するタイプになります。 (スポットクーラーなどの移動できるタイプは、特別な事情がなければ助成の対象になりません。)
-----------	---

東京ゼロエミポイントとの併用

併用可能です。ポイントを適用した後のエアコン購入費が、この事業の助成対象になります。

店舗のポイントとの併用

併用可能です。ポイントによる値引きをした後のエアコン購入費が、この事業の助成対象になります。

例えば、合計額10万円で、店舗ポイントで1万円値引きすると、助成対象額は9万円になります。

事業全体のながれ

対象世帯が申請書を提出

- ・市役所窓口 ・郵送 ・LoGo フォーム(電子申請) で受付。
- ・【賃貸住宅の場合】申請者から貸主(大家さん)へ、エアコン設置の承諾を得てもらう。

市が訪問調査、審査

- ・申請者の住居へ市職員が訪問。
- ・エアコンの設置状況(1台も無い または 故障)を確認。

助成金の交付決定

- ・「交付決定通知書」と「助成金請求書」を市から申請者へ交付。

交付決定を受けた申請者が、エアコン販売店へ行く

償還払い方式

【申請者が購入資金を用意する場合】

エアコンの購入

申請者が、購入費用を全額支払う。

エアコンの設置

購入店(市内店舗または市外店舗)が設置。

助成金請求書の提出

申請者が市へ、「助成金請求書」「領収書」等を提出。

助成金の受け取り

市から申請者の口座へ振り込み。

助成金の代理受領方式

【協力店が助成金を代わりに受領する場合】

エアコンの購入

申請者が協力店へ、「助成金請求書」を渡す。

エアコンの設置

協力店(市内店舗)が設置。

助成金請求書の提出

協力店が市へ、「助成金請求書」等を提出。

助成金の受け取り

市から協力店の口座へ振り込み。

代理受領方式の希望者が来店したときの手順

「代理受領方式」でエアコン設置を希望する方が来店する。

交付決定通知書の確認

「低所得世帯・被保護世帯向けエアコン設置緊急支援事業」の【交付決定通知書】を持っているかどうか、来店者へ聞いてください。

・交付決定されていない
・未申請

必ず、購入契約前に市役所へ事前申請が必要です。交付決定前に、先に購入した場合は、助成金は支払われません。

・交付決定されている

【交付決定通知書】を来店者から見せてもらいます。

購入費用の確認

購入費用を準備しているかどうか、来店者へ聞いてください。

・費用を準備している方

通常のやり方で、購入契約の話をすすめてください。購入費用は来店者に支払ってもらいます。

・費用の準備がない方

市の助成金を協力店が代理受領する方式で、購入契約の話を進めていきます。

見積り

「エアコン機器の販売価格」「設置工事費」などを見積もります。
エアコン撤去が必要な場合は、「撤去費用」「家電リサイクル料」など見積もります。
東京ゼロエミポイントが使える場合は、ゼロエミポイント適用後の、販売価格(合計額)を出します。

・【低所得世帯は】販売価格(合計額)が10万円を超えた分
・【生活保護世帯は】本体価格(税込み)が7万8000円を超えた分 かつ 販売価格(合計額)が10万円を超えた分

→【交付決定通知書】に記載された決定額を超えた分は、助成金の対象外です。差額分代金は来店者の自己負担になります。

全額、助成金の対象です。
・【低所得世帯は】販売価格(合計額)が10万円以内
・【生活保護世帯は】本体価格(税込み)が7万8000円以内 かつ 販売価格(合計額)が10万円以内

「助成金請求書」を回収

注意! → 来店者から「助成金請求書(原本)」を受け取ってください。
注意! → 「助成金請求書(原本)」の裏面が「委任状」なので、申請者に記入してもらう必要があります。
・もしも、「交付決定通知書」の控えが必要な場合は、来店者から原本を借りて、協力店でコピーしてください。

購入契約

来店者から代金を受け取らずに、購入契約してください。設置工事日程を来店者と決めてください。

購入契約と 差額分代金の受取り

来店者から差額分代金を受け取って、購入契約してください。設置工事日程を来店者と決めてください。

設置工事
エアコンを設置

設置する場所に注意!
エアコンの設置場所は「交付決定通知書」に記載された「申請者の自宅住所」に限ります。それ以外の場所へ設置した場合は、助成金は支払われません

助成金の請求の手順

購入契約時にやっておくこと

- 注意! → 来店者から「助成金請求書(原本)」を受け取ってください。
- 注意! → 「助成金請求書(原本)」の裏面が「委任状」なので、申請者に記入してもらう必要があります。
・もしも、「交付決定通知書」の控えが必要な場合は、来店者から原本を借りて、協力店でコピーしてください。

設置工事 ↓

エアコンを設置

助成金請求書を記入する

- ・「助成金請求書」の表面を、協力店が記入してください。
- ・「助成金請求書」の表面の下段「請求内容の詳細」欄は、添付書類で分かる場合は、記入不要です。

- ・「助成金請求書」の裏面の「委任状」を、申請者が記入しているか、確認してください。

添付書類があれば用意する

- ・例えば、「納品書」「購入費用の内訳書」「設置工事の明細書」(いずれもコピー可) などがあれば「助成金請求書」と一緒に市へ提出します。

市へ提出 ↓

- ・提出するもの 助成金請求書(原本)
添付資料
- ・提出方法 ①郵送 〒188 8666 西東京市南町 5-6-13
地域共生課 エアコン担当
②窓口 田無庁舎1階(福祉丸ごと相談) 地域共生課 エアコン担当

助成金の受取り ↓

- ・「助成金請求書」が市へ届いてから振込まで、2~3週間程度かかります。